

別記

県立病院等自家用電気工作物保安管理業務委託 仕様書

1 総則

自家用電気工作物保安管理業務の実施に当たっては、発注者の保安規程及び受注者の点検指針に定めるほか、この仕様書に定めるところにより実施するものとする。

2 受託業務の実施方法

- (1) 受注者は、自家用電気工作物が法令等に定める基準に適合するよう維持し、保安を確保するため、別記「自家用電気工作物保安管理業務 内容説明書」の3.の1)に定める別表第2「維持及び運用に関する巡視、点検及び測定・試験の基準」に掲げる項目について実施するとともに、発注者に対し、自家用電気工作物の維持に関する、必要な指導及び助言を行うものとする。
- (2) 異常個所を発見した場合は、原因を究明し、その対策について必要な指導及び助言を行うものとし、軽微なものについては、受注者の責任においてその対策を行うこと。
- (3) 発注者の別表第1「県立病院等事業場内訳」に定める事業場において、発注者が電気工作物に関係する工事を行う場合は、受注者は保安規程等に定める基準等に適合するよう別表第3「工事に関する巡視、点検及び測定・試験の基準」について別に受注のうち実施するものとする。また発注者に必要な助言及び指導を行うものとする。
- (4) 委託業務の実施に当たり、必要とする機器及び消耗品は、受注者の負担とする。
- (5) 受注者は、委託業務の実施に当たっては、事前に発注者と打ち合わせを行い、当該施設の運営に支障を来さないよう、十分に注意しなければならない。
- (6) 受注者は、委託業務の実施は原則として、平日の午前8時30分から午後5時までの間に行うものとする。（但し岩手県立中央病院非常用予備発電機の点検及び各病院等の年次点検を除く。）
- (7) 年次点検、臨時点検において停電を伴う点検は原則として土曜日又は日曜日に実施するものとする。この際、停電対応の仮設工事は別途病院等において実施するものであり、その方法を指導すること。
- (8) 年次点検において受変電設備締付点検及び清掃を実施するものとする。
- (9) MSEタイプの蓄電池は、年次点検時に内部抵抗測定を実施するものとする。
- (10) 使用中の電気工作物について、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」（経済産業省）の規定に基づき、機器銘板の記載内容を目視又は設備台帳の確認により、同内規の別表に掲げられた電気工作物の「種類」、「製造者名」、「表示記号」等と照合して、高濃度のポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを年次点検時に確認するものとする。

3 保安業務従事者

- (1) 受注者は、委託業務の実施に当たっては、電気主任技術者免状の交付を受けた者をもって充てなければならない。
- (2) 受注者は、委託業務を実施する者には常に身分証明書を携帯させ、発注者から提示を求められた場合には、それを提示させなければならない。

4 事故発生時の対応

- (1) 受注者は事故発生時に備え、緊急連絡方法を明確にし、24時間対応できる体制をとること。
- (2) 自家用電気工作物に事故が発生した場合は、遅滞なく（2時間以内）当該事業場に到達しなければならない。
- (3) 受注者は必要な処置を行うほか発注者に応急処置の方法について指導するとともに、

事故原因の究明に協力し、再発防止のためにとるべき処置を指示、又は助言すること。

5 電気工作物検査官による検査

- (1) 電気事業法第104条に規定する、電気工作物検査官による検査が実施されることになった場合は、受注者は、提出書類を作成し、検査に立ち会わなければならない。
- (2) 受注者は、電気工作物検査官による検査が実施される場合の提出書類について、事前に発注者の承認を得なければならない。

6 経済産業局への申請、届出

発注者は、契約締結後、速やかに保安全管理業務外部委託承認申請書ならびに保安規程届出書を、関東東北産業保安監督部長に提出するものとする。受注者はこの申請手続きに対し、その作成について補助及び指導行うこととする。なお、申請、届出に係る費用は、保安全管理業務委託料に含むものとする。受注者が引き続き前年と同一の者である場合は、この申請、届出は必要ないものとする。

7 提出書類

- (1) 業務責任者通知書 1部
- (2) 工程表 1部
- (3) 業務計画書 1部
業務概要、実施工程表、実施体制及び組織表、安全管理、使用機械器具等、作業内容及び手順、業務管理、緊急時の連絡体制、交通管理、保安業務担当者名簿（主任技術者免状の種類及び番号を記載のこと。）
- (4) 作業計画書 1部（年次点検等の停電を伴う作業時のみ）
実施日時、作業内容、作業手順、作業範囲、保安業務従事者名、安全管理等
- (5) 点検報告書 1部
受注者は保守点検終了後速やかに設備の良否、所見、技術員の氏名等必要事項を記載した報告書を作成し、各県立病院等担当者の確認を得たのち、医療局経営管理課に1部提出すること。なお、年次点検の際は作業写真を1部提出するものとする。また、緊急対応等を実施した場合は随時報告書を提出するものとする。なお、医療局経営管理課に提出する報告書については電子書類での提出も可とする。

8 記録の保存

保安全管理業務の結果の記録等は発注者、受注者双方において3年間保存するものとする。

別記

自家用電気工作物保安管理業務 内容説明書

1 自家用電気工作物保安管理業務

自家用電気工作物保安管理業務とは、電気事業法（昭和 39 年、法律第 170 号）電気事業法施行規則（平成 7 年 10 月 18 日、通商産業省令第 77 号）及び受注者の保安業務受託規程に基づいて、発注者が設置する電気事業の用に供する電気工作物及び一般用電気工作物以外の電気工作物（以下「自家用電気工作物」という。）について、電気事業法施行規則で定める技術基準に適合するように維持するための点検業務をいう。

2 自家用電気工作物が設置されている事業場

この契約の対象となる自家用電気工作物が設置されている事業場は、別表第 1 「県立病院等事業場内訳」に掲げる事業場とする。

3 対象とする自家用電気工作物の設備及び点検等実施項目

- 1) この契約の対象とする自家用電気工作物の設備の内容及び点検等実施項目は、別表第 2 「維持及び運用に関する巡視、点検及び測定・試験の基準」に掲げるとおりとする。
- 2) 設備自体が古く改修工事を繰り返した病院等が大半を占めるため、年 1 回停電して年次点検を行い、発注者が認めた場合に停電をしない点検を実施できるものとする。

臨時点検周期（必要の都度）の説明

- (1) 次に掲げる電気工作物については、下記のそれぞれの場合において、異常状況の点検、絶縁抵抗測定及び絶縁耐力試験（高圧機器に限り必要に応じ行うものとする。以下同じ。）を行う。
- イ. 高圧機器が損壊し、受電設備の大部分に影響を及ぼしたと思われる事故が発生した場合は、受電設備すべての電気工作物を対象とする。
 - ロ. 受電用遮断器（電力ヒューズを含む）が遮断動作をした場合は、遮断動作の原因となった電気機器。
 - ハ. 高圧受電盤の指示計器に異常が発生した場合は、その指示計器。ただし、試験は計器校正試験のみ行う。
 - ニ. 事故が発生した場合、又は点検の結果事故が発生するおそれがあると認められる場合は、その電気機器。
- (2) 高圧機器に内蔵する絶縁油の点検については、過負荷、漏油等の異常が認められる場合点検し、汚損、異臭等があれば絶縁油の絶縁耐力試験及び酸化試験を行う。
- (3) 継電器動作特性試験は、遮断器と継電器との結合動作試験において所定の動作をしなかった場合に行う。
- (4) 低圧の配電線及び配線器具に異常が発生した場合は、絶縁抵抗測定等により異常状況の点検を行う。

点検又は試験の一部又は全部を実施しない電気工作物

電気工作物の種類	実施しない点検又は試験
電気火災警報器・昇降設備のように取扱いに、法令による特定の資格を要するもの、及びオートメーションされた工作機械群のように取扱いに高度の専門技術を要するもの。	主開閉器から各機器の1次側回路までの点検、及び絶縁抵抗測定（実施可能なものに限る）以外の点検及び試験。
移動して使用する電気機器、及びそれに付属する電線。	常時電路に接続して使用されるもの、及び点検時現場に置かれてある物以外の点検及び試験。